

女性活躍推進法

# 大間町特定事業主行動計画

令和3年3月

大 間 町

# 大間町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

大間町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が中心となり各機関との連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うとともに、現状や職員のニーズを踏まえて見直し等を図る。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、各機関の女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 採用した職員に占める女性の割合

近年、女性職員の採用割合については平均20%以上となっているので現状維持とする。

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）

男女に差異はないが、男女共に定年まで勤続することを目標とする。

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

職員の1年間の超過勤務時間数について、上限目安時間の360時間を超えていないため現状維持に努める。

(4) 管理職にある職員に占める女性職員の割合

管理職における女性職員の割合を10%とすることを目標とする。

(5) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

当町では、女性職員の育児休業取得率は100%であるが男性職員は0%である。計画期間内での達成率を女性職員は現状維持の100%とし、男性職員は10%を目標にする。

(6) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

当町の男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得達成率を50%として、平均取得日数5日を目標にする。

## 4. 目標を達成するための取り組み内容

3で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

ホームページ、広報での募集を継続し、人事・給与等の様々な情報を掲載する。

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異） 年次休暇、特別休暇、休業制度について周知し活用を促進する。

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

各職員の業務量の平準化を図るとともに、偏りがあるようであれば職員の業務分担の見直しや配置等を検討する。

(4) 管理職にある職員に占める女性職員の割合

人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

(5) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

父親となる職員から出生報告が出たら、育児に関わる休暇等について説明し、積極的な育児休業の取得を働きかける。また、職員が育児休業を取得することになった場合の代替要員の確保や業務分担の見直しを検討するなど職員が安心して育児に専念できることを目指す。

(6) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

各種両立支援制度（配偶者出産休暇・育児参加のための休暇等）について説明し、父親の育児や家事への参画を促す。